

令和3年第2回定例会

総務企画常任委員会会議概要

委員長 大 矢 保

副委員長 山 崎 翔 一

1 開催日時 令和3年6月18日（金曜日）午前10時28分～午前11時17分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 審査案件

議案第103号 青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第106号 青森市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第108号 契約の締結について（青森市立小柳小学校屋外教育環境整備工事）

議案第109号 契約の締結について（青森市立筒井小学校校舎等改築工事）

議案第110号 契約の締結について（青森市立筒井小学校校舎等改築電気設備工事）

議案第111号 契約の締結について（青森市立筒井小学校校舎等改築空調設備工事）

議案第112号 契約の締結について（青森市立西中学校既存校舎解体工事）

議案第113号 契約の締結について（青森競輪場北側スタンド棟解体等工事）

議案第114号 財産の取得について（ノートパソコンの購入）

議案第116号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

○出席委員

| | | | |
|------|---------|----|---------|
| 委員長 | 大 矢 保 | 委員 | 木 下 靖 |
| 副委員長 | 山 崎 翔 一 | 委員 | 藤 田 誠 |
| 委員 | 軽 米 智雅子 | 委員 | 丸 野 達 夫 |
| 委員 | 万 徳 なお子 | 委員 | 渋 谷 勲 |
| 委員 | 秋 村 光 男 | | |

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|---------|----------|---------|
| 総務部長 | 館 山 新 | 監査委員事務局長 | 太 田 綾 子 |
| 総務部理事 | 成 田 智 | 総務部次長 | 佐 藤 秀 彦 |
| 企画部長 | 織 田 知 裕 | 総務部参事 | 三 上 智 幸 |
| 企画部理事 | 佐々木 淳 | 税務部次長 | 工 藤 哲 也 |
| 税務部長 | 川 村 敬 貴 | 総務課長 | 竹 内 巧 |
| 浪岡振興部長 | 三 浦 大 延 | 納税支援課長 | 松 本 和 久 |

会計管理者 柿崎哲男
選挙管理委員会事務局長 山谷直大

関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 木村結衣
議事調査課主事 笹田貴子

議事調査課主事 柿崎良輔

○大矢保委員長 ただいまから、総務企画常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案 10 件について、ただいまから審査をします。

まず、議案第 103 号「青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を税務部長から求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 議案第 103 号青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料 1 を御覧ください。

「1 制定理由」であります。今回の改正は、令和 3 年 3 月 31 日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことなどに伴い、青森市市税条例等において改正が必要な項目について改正をしようとするものであります。

それでは、主な改正項目 3 点について、順に御説明申し上げます。

1 点目は、資料 1 の 1 ページ、2 の (1) グリーン化特例 (軽課) に係る見直しについてであります。

グリーン化特例は、平成 27 年度の税制改正において、大気汚染の改善及び地球温暖化の防止を図る観点から導入された措置であり、燃費性能等の優れた軽自動車を取得した日の属する年度の翌年度分において、軽自動車税種別割の税率を軽減する措置であります。

今回の改正では、自家用軽貨物車及び営業用軽貨物車につきまして、電気自動車と天然ガス自動車のみを軽減の対象とする重点化を行うとともに、営業用乗用車と自家用及び営業用軽貨物車の軽減期間について、現行、令和 2 年度までに取得した場合に軽減するとされていたものを、2 年間延長して、令和 4 年度までに取得した場合に適用するものであります。

なお、今回の見直し後の課税につきましては表のとおりとなっており、表の網かけ部分の自家用乗用車につきましては、すでに令和元年度において条例改正を行い、施行済みとなっているものであります。

次に、資料の 2 ページを御覧ください。

2 点目は、住宅ローン控除の見直しに係る個人住民税の対応についてであります。

住宅ローン控除は、住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額——所得税の課税総所得金額等の 7 %、最高 13 万 6500 円——の範囲内で個人住民税から控除する措置でありまして、個人住民税における現行制度は、平成 20 年度から実施しているものであります。

平成 31 年度の税制改正では、消費税が 8 % から 10 % に変更されたことに伴い、新たに住宅を購入し、令和 2 年 12 月 31 日までに入居した場合には、住宅ローンの控除期間をそれまでの 10 年間から 13 年間とする特例措置が講じられたところであ

ります。

今回の改正では、表にありますとおり、新築の場合は、対象契約期間が令和2年10月から令和3年9月末まで、建売・中古等の場合は、令和2年12月から令和3年11月末までに契約し、それぞれ令和4年末までに入居した場合に、住宅ローン控除の特例措置が受けられるよう延長されたものであります。

また、これに加えて、合計所得金額100万円以下の方については、これまでの住宅床面積50平方メートル以上を対象としていたものを、40平方メートル以上50平方メートル未満の住宅についても対象とするものであります。

なお、今回の措置による個人住民税の減収分につきましては、地方特例交付金により、全額国費で補填されることとなっております。

続いて、資料3ページを御覧ください。

3点目は、個人所得課税の見直しを踏まえた国民健康保険税の見直しについてであります。

平成30年度税制改正大綱において、フリーランスなど様々な働き方に対応して働き方改革を後押しする観点から、個人所得課税の見直しとして、給与所得と年金所得のある方に適用される給与所得控除と公的年金等控除の一部である10万円について、全ての方に適用される基礎控除に振り替える見直しが決まり、令和2年分の所得税と令和3年度分の個人住民税から適用されることとなったところであります。

今回は、この見直しを受け、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、改正されたものであります。

具体的には、軽減判定所得の算定において、基礎控除額相当分の基準を現行の33万円から43万円に引き上げるとともに、給与所得者等が2人以上いる世帯に対応するために、当該給与所得者等の数に応じ、軽減判定所得基準に10万円を加算するものであります。

主な改正項目については以上のとおりでありますけれども、これらの改正のほか、引用する法律における規定の整備等に伴う改正や、条項ずれに伴う改正等について、所要の整備を行うものであります。

条例のこれらの関係規定につきましては、資料2の新旧対照表に記載のとおりであります。

以上、議案第103号青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○大矢保委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 内容については前回の協議会で御説明いただきましたが、新旧対照表のページ数が結構多いんですけれども、アップされるのがもう少し早くなれないものかと思うんですが、もう無理なんですか。もうちょっと早く新旧対照表を

見せていただきたいということでお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○大矢保委員長 この次から、そうします。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければ、これより採決をいたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 103 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 106 号「青森市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を税務部長から求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 議案第 106 号青森市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料 1 を御覧ください。

1 の制定理由であります。今回の改正は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法において、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等感染症に位置づけることなどのために、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和 3 年 2 月 3 日に公布されたことに伴い、青森市国民健康保険条例において必要な改正を行うものであります。

改正の概要についてであります。本条例附則第 5 項から第 10 項において、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給について規定しており、同附則第 5 項において、新型コロナウイルス感染症が、「新型インフルエンザ等対策措置法附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症」と規定されているところを、「病原体がベータウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）」と改めて規定するものであります。これは、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第 1 条の 2 が削除されたことを受け、新型コロナウイルス感染症を改めて規定する措置を講ずるためのものであります。

また、本条例の施行日は、公布の日から施行するとともに、改正の前後において、傷病手当金の支給対象となる傷病の範囲には変更なく、変異株によるものは従前から含まれております。

なお、傷病手当金の概要につきましては、資料下段に記載しておりますので、参考までに御覧いただければと思います。

本条例の改正箇所につきましては、資料 2 の新旧対照表記載のとおりであります。

以上、議案第 106 号青森市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○大矢保委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 ないようですので、これより採決をいたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 106 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 108 号「契約の締結について（青森市立小柳小学校屋外教育環境整備工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を総務部長から求めます。総務部長。

○館山新総務部長 議案第 108 号「契約の締結について（青森市立小柳小学校屋外教育環境整備工事）」について、御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

工事の名称及び場所につきましては、資料に記載のとおりであります。

工事概要につきましては、小学校グラウンド舗装工等一式工事であり、工期につきましては、令和 4 年 3 月 31 日までとなっております。

入札結果につきましては、去る令和 3 年 4 月 22 日に総合評価落札方式による一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、株式会社桜井工務店と 1 億 5953 万 9068 円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料として入札執行票及び公告を添付しております。

以上、議案第 108 号「契約の締結について（青森市立小柳小学校屋外教育環境整備工事）」について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大矢保委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。ないようですね。これより――木下委員。

○木下靖委員 すみません。入札執行票の入札金額を見ると、ナンバー 1 からナンバー 10 までかな、これ、全部同じ金額だと思うんですが、これで順位が違うのはどういう理由なんでしょうか。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 まず、同額の入札が多い要因ですけれども、工事費につきましては、積算の基礎となる労務単価、資材単価や、算定方法を定めた積算基準表が青森県から公表されています。また、工事費の積算ソフト等が流通しておりますので、各業者が積算を重ねて積算能力を向上させていることによって、比較的単純な工事

等におきましては、市の設計金額と同額の積算をすることが可能であるというよう
な形になっておりますことから、同じような形になっています。

それで、あと……。

〔木下靖委員「要はこれ、入札ではあるんだけど、価格以外の評価という
ものもあるということなんです」と呼ぶ〕

○館山新総務部長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

今回の入札につきましては、総合評価落札方式を取っております。それで、価格
と価格以外の要素、例えば、同種工事の施工実績や工事成績——定量化された評価
項目と、入札価格を総合的に評価して落札者を決定しているため、こういう形になっ
ております。

〔木下靖委員「はい、分かりました」と呼ぶ〕

○大矢保委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければ、これより採決をいたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 108 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 109 号「契約の締結について(青森市立筒井小学校校舎等改築工事)」
を議題といたします。

本案に対する説明を総務部長から求めます。総務部長。

○館山新総務部長 議案第 109 号「契約の締結について(青森市立筒井小学校校舎
等改築工事)」について、御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

工事の名称及び場所につきましては、資料に記載のとおりであります。

工事の概要につきましては、鉄筋コンクリート造 3 階建、延べ床面積 7713.30 平
方メートルの建築一式工事であり、工期につきましては、令和 5 年 11 月 30 日まで
となっております。

入札結果につきましては、去る令和 3 年 4 月 22 日に総合評価落札方式による一
般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、鹿内・盛・今建設
工事共同企業体と 24 億 7500 万円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料として入札執行票及び公告を添付しております。

以上、議案第 109 号「契約の締結について(青森市立筒井小学校校舎等改築工事)」
について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろし
くお願い申し上げます。

○大矢保委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。木下委員。

○木下靖委員 これは、さっきのものとは違って、予定価格というのは公表されていないという理解でよろしいですか。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 担当課からお答えさせます。

○大矢保委員長 どうぞ。

○三上智幸総務部参事 契約課の三上といいます。

工事の一般競争入札の予定価格につきましては、事後公表となっておりますので、事前には公表されておられません。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 それは、ほかの入札でも同じですか。

○大矢保委員長 三上参事。

○三上智幸総務部参事 500万円以上が一般競争入札、それよりも下回るものが指名競争入札でやっておりますけども、指名競争入札につきましては、予定価格は事前公表としております。

○大矢保委員長 よろしいですか。

〔木下靖委員「はい」と呼ぶ〕

○大矢保委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 入札は、この頃頻繁に、住宅の関係でも、いろいろな関係で、木材から鉄骨から、あらゆるものが2倍3倍となっていると。そういうことは、ある程度くみしながら、今回の入札というのは途中で——うちの市役所、特別、値上げだとか、やってみた結果、工程内に何かあるとか、いつも追加じゃないか。こういうことのないように。その辺についてはどうなのか。ちょっと答弁を。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 担当課からお答えさせます。

○大矢保委員長 三上参事。

○三上智幸総務部参事 予定価格の積算に当たりましては、青森県の積算基準に基づいて積算しております。本工事につきましても、県の単価、後は、最新の市場価格を採用し、積算基準に基づき積算しております。予定価格の設定は適正だと考えております。

○大矢保委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 それは分かる。今回のこの入札でもって、これ以上の途中途中での値上げだとか、追加だとか、これはあり得ないんでしょうと今聞いている。その点について、答弁を。

○大矢保委員長 三上参事。

○三上智幸総務部参事 今のところではないと考えていますが、今後、工事の進捗状況によりましては、当初の設計と違う箇所が出てくる可能性もありますので、今のこの時点で変更がないとまでは、ちょっと言えない状態です。

○大矢保委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 私はそういうことを聞いているんじゃないんだ。例えば今回、24億円なら24億円で落札したわけでしょう。これについて、これ以上、追加だとか、こういうことはないでしょうねと聞いているんだ。とかく、中国だとかアメリカ辺りは、今、ひどいわけでしょう。日本にも、なかなかそういった資材が入ってこないとか、こういうことを往々にして聞いているんだよ。例えば、老健施設を建てるにも、これまでは15億円で建てるものが20億円になったとか、23億円になったとか、こういうことを往々にして聞くから、私は今、あなたに聞いているんだ。あなたの言っていること、ちょっとずれているもの。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

特別な事情変化がない限りは、当該金額で施工できるものと考えております。

○大矢保委員長 質疑はこれにて終わります。

これより採決をいたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第109号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第110号「契約の締結について（青森市立筒井小学校校舎等改築電気設備工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を総務部長から求めます。総務部長。

○館山新総務部長 議案第110号「契約の締結について（青森市立筒井小学校校舎等改築電気設備工事）」について、御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

工事の名称及び場所につきましては、資料に記載のとおりであります。

工事概要につきましては、電気設備工一式工事であり、工期につきましては、令和5年11月30日までとなっております。

入札結果につきましては、去る令和3年4月22日に総合評価落札方式による一般競争入札で執行した結果、予定価格内で落札されましたので、青森相互電設株式会社と2億3154万100円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料として入札執行票及び公告を添付しております。

以上、議案第110号「契約の締結について（青森市立筒井小学校校舎等改築電気設備工事）」について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○大矢保委員長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。木下委員。

○木下靖委員 入札執行票を見ますと、予定価格を超えたものが無効と。これは分

かるんですが、失格というのがあって、失格基準価格未満というのが別紙に書かれているんですが、これはどういう意味ですか。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 本入札では、参加業者 10 社中 3 社が失格となっております。その理由といたしましては、本入札に係る数値的判断基準——失格基準を下回る基準金額での応札であったことによるものであります。また、3 社が無効となっておりますけれども、その理由といたしましては、本入札の予定価格を上回る金額での応札であったことによるものであります。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 失格基準価格未満なのでということなんですが、それは何のことなのか。最低落札価格を下回ったということじゃないですよ。これを見ると、例えば、7 番の業者は、予定価格に対して 84.49%で失格と。でも、1 番の会社は 80.83%で落札しているわけなので、この失格基準価格未満というのが何を指しているのか、そこを聞きたいです。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 算出の中で、直接工事費とか共通仮設費、現場管理費、一般管理費と、それぞれ金額があります。その中での基準額がありまして、その基準額のいずれか 1 つでも下回れば、いわゆる失格という形になります。

〔木下靖委員「はい、分かりました」と呼ぶ〕

○大矢保委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければ、これより採決をいたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 110 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 111 号「契約の締結について（青森市立筒井小学校校舎等改築空調設備工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を総務部長から求めます。総務部長。

○館山新総務部長 議案第 111 号「契約の締結について（青森市立筒井小学校校舎等改築空調設備工事）」について、御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

工事の名称及び場所につきましては、資料に記載のとおりであります。

工事概要につきましては、空調設備工一式工事であり、工期につきましては、令和 5 年 11 月 30 日までとなっております。

入札結果につきましては、去る令和 3 年 4 月 22 日に総合評価落札方式による一

般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、東和管工株式会社と2億6186万6000円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料として入札執行票及び公告を添付しております。

以上、議案第111号「契約の締結について（青森市立筒井小学校校舎等改築空調設備工事）」について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大矢保委員長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 ないものと認めます。

これより採決をいたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第111号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第112号「契約の締結について（青森市立西中学校既存校舎解体工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を総務部長から求めます。総務部長。

○館山新総務部長 議案第112号「契約の締結について（青森市立西中学校既存校舎解体工事）」について、御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

工事の名称及び場所につきましては、資料に記載のとおりであります。

工事概要につきましては、解体工一式工事であり、工期につきましては、令和4年3月25日までとなっております。

入札結果につきましては、去る令和3年4月22日に総合評価落札方式による一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、株式会社西田組と3億6267万円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料として入札執行票及び公告を添付しております。

以上、議案第112号「契約の締結について（青森市立西中学校既存校舎解体工事）」について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大矢保委員長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決をいたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 112 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 113 号「契約の締結について（青森競輪場北側スタンド棟解体等工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 議案第 113 号「契約の締結について（青森競輪場北側スタンド棟解体等工事）」について、御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

工事の名称及び場所につきましては、資料に記載のとおりであります。

工事概要につきましては、北側スタンド棟の解体工事と、解体に伴う既存の電気配線及び機械配管等の撤去となっており、工期につきましては、令和 4 年 3 月 31 日までとなっております。

入札結果につきましては、去る令和 3 年 4 月 22 日に総合評価落札方式による一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、株式会社鹿内組と 2 億 20 万円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料として入札執行票及び公告を添付しております。

以上、議案第 113 号「契約の締結について（青森競輪場北側スタンド棟解体等工事）」について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大矢保委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。木下委員。

○木下靖委員 入札執行票の中で、1 社無効ということで、「一抜け方式による」と書かれているんですが、この一抜け方式というのはどういうものですか。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 一抜け方式の件ですけれども、一抜けとは、同一業者の複数受注による工事の品質の低下の防止及び受注機会の拡大を図ることを目的として、同一日の入札において、同一業種かつ同等級の案件が複数あるときに、あらかじめ開札順を定めておいて、先に落札候補者となったものの、それ以降の入札を無効とするものであります。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 そうすると、この 7 番の業者が、同一日に同程度の入札があって、これより前に何か落札したということですよ。はい、分かりました。

○大矢保委員長 株式会社西田組は西中学校の解体工事を取っているから。渋谷委員。

○渋谷勲委員 これは素人考えだけれども、日本トーターに全部お任せしているわけでしょう。その売上金を——売上げの多い月は二億幾らか、あと、普段は 1 億円前後でしょう——しかもらっていないわけだよね。それにも関わらず、この工事だ

とかなんかは、支障を来すから解体工事から何から、管の敷設からみんなやるわけでしょう。それにも関わらず、日本トーターからいただくものというのは何もないんですか。その辺を。

○大矢保委員長 企画部長。

○織田知裕企画部長 日本トーターからは、競輪の運営に当たりまして、3億円とか4億円の収益があつて、競輪場の人件費を差し引いたものを、近年で言うと三、四億円、一般会計に毎年度入れていただいています。

今回の解体工事についても、これまで、そういった競輪事業の収益で生まれてきたもので、基金にためていたものがあります。令和2年度末で約8億円、基金がありますけれども、そこから今回の解体工事費用は出しているという形になっております。

○大矢保委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 3億円から4億円ね。

委員長、申し訳ない、少し。例えば、競輪場をやめた時点で、あの解体といったら、かなりのものがかかるわけですよ。その辺はどうなんですか。何も見込んでいたりとか、いないとか、まあ見込んでいないと思うけれども、かかる費用というのは、根っからもう頭に入っているものなのか。その辺を、ちょっと。

○大矢保委員長 企画部長。

○織田知裕企画部長 仮に、競輪事業をやめて、全ての施設を解体、更地にして撤去しようと思うと、物すごい巨額な金額になると思います。この北側スタンドの撤去で2億円とかなわけですから、メインスタンドの撤去となると、もっとかかると思います。

市としては、競輪事業の存続を前提に考えています。毎年三、四億円といった形で一般会計に収益を貢献していただいていますので、閉めるということは考えていませんけれども、そういった意味で、この競輪場をやめた場合に備えて、今、何かお金をためるということはしていませんけれども、じゃあなぜ基金をためているかといえば、施設更新とか、解体費用とか、この会場からも、このメインスタンドもかなり年数がたってきていますので、そういった設備更新に備えての基金を今、先ほど申し上げた8億円——正確には8億9000万円ぐらいですけども、そういうそれに備えて、今、積立てをしておるような状況であります。

○大矢保委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 それは分かるよ。分かるけれども。三、四億円を一般会計に振り込む、その金が、速やかに我々一般市民に対して、いろんな形の中で還元されているのであれば、あまり言わないけれども。ただ、そのために8億円も、あるいはこれから10億円だとかを、ただ積むのはいかなものかと思うんですよね。そういうことはないんですか。

○大矢保委員長 企画部長。

○織田知裕企画部長 実際、毎年三、四億円と一般会計に繰り出し——競輪場から見れば繰り出し、一般会計に三、四億円入ってきて、それはちょっと色がついていませんので、1000億円を超える青森市の予算のいずれかに、それを、成り立って運営しているわけであります。

現状、競輪の売上げは、コロナということもあって、ネットの売上げが好調だということで、令和3年に入っても堅調に推移してきております。それで、一般会計にも貢献していただいていますので、多少、施設整備費用にお金をかけながらも、安定的に、競輪事業をやっていきたいと思っております。

〔渋谷勲委員「はい」と呼ぶ〕

○大矢保委員長 いいですか。

〔渋谷勲委員「はい」と呼ぶ〕

○大矢保委員長 質疑はこれにて終了いたします。

これより採決をいたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第113号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第114号「財産の取得について（ノートパソコンの購入）」を議題といたします。

本案に対する説明を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 議案第114号「財産の取得について（ノートパソコンの購入）」について、御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

本件は、子どもたちの未来を見据え、児童生徒の1人1台学習用端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させるGIGAスクール構想を実現するため、小学校3年生の児童及び小・中学校の全教師用として、ノートパソコン2933台を取得しようとするものであります。

入札結果につきましては、去る4月16日に指名競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、株式会社ビジネスサービス青森支店と1億3163万3040円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料として入札執行票を添付しております。

以上、議案第114号「財産の取得について（ノートパソコンの購入）」について御説明申し上げますが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大矢保委員長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。木下委員。

○木下靖委員 ちょっと確認します。この落札価格を台数で割ると1台当たり4万円ちょっとという価格になると思うんですが、これは昨年度、小学校4年生までか、ノートパソコンを購入しましたけれども、それと価格的に同じようなものですか。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 担当課からお答えさせます。

○大矢保委員長 はい。

○三上智幸総務部参事 契約課の三上です。

昨年、小学校4年生以上と中学生のパソコンの購入、2件行いましたけれども、その単価とほぼ同額となっております。

〔木下靖委員「はい、分かりました」と呼ぶ〕

○大矢保委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければ終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第114号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第116号「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について」を議題といたします。

本案に対する説明を税務部長から求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 議案第116号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

青森県市町村総合事務組合は、1に記載しておりますとおり、地方公共団体がその事務の一部を共同処理するため、地方自治法第284条の規定に基づいて設置された一部事務組合であり、現在、資料の中ほどにあります規約別表第1に記載される9市、30町村、22一部事務組合、3広域連合の計64団体が加入し、資料の下方にあります規約別表第2に記載の11項目の事務を共同処理しているところであります。

本市は、規約別表第2の第10号、市町村税等の滞納整理に関する事務を共同処理するため、平成27年4月1日付で当組合の構成団体となっております。

資料の上方に戻りまして、2の規約変更につきましては、規約別表第2の第8号の事務を共同処理するために本組合に加入しておりました十和田地区食肉処理事務組合が、民営化に伴い、令和3年6月30日をもって解散することとなりましたこと

から、規約から削除するものであります。

次に、資料2を御覧ください。

青森県市町村総合事務組合格約の新旧対照表であります。このたびの変更により、別表第一の下線部分と、次のページにあります別表第二の下線部分の2か所を削除するものであります。

一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減もしくは一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、関係地方公共団体の議決を経なければならないとされております。従いまして、令和3年4月15日付で当組合から、構成団体であります本市に、規約変更の協議依頼がありましたことから、本定例会に提案させていただいたものであります。

なお、御参考までに、5月の総務企画常任委員協議会におきまして、万徳委員から御質疑をいただきました十和田食肉センターの民営化の内容についてでありますけれども、民営化の理由は、十和田食肉センターの老朽化に伴う改修費用を、運営主体でありますところの十和田地区食肉処理事務組合が負担できないために、現在の指定管理者であるIHミートパッカー株式会社——これは伊藤ハム株式会社の子会社とのことです——に無償譲渡するというものでありまして、今後もこれまで同様に、その会社が営業を継続すると伺っております。市農林水産部では、このように事業が継続されることから、市内の畜産農家等への影響はないものというものであります。

以上、議案第116号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合格約の変更について御説明を申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○大矢保委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 ないものと認めます。

これより採決をいたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第116号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたします。

(審 査 終 了)

○大矢保委員長 この際、ほかに理事者側から報告事項等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 委員のほうから何かありませんか。木下委員。

○木下靖委員 せっかくの機会なので、ちょっと確認したいと思います。

先ほど総務部長から、一抜け方式について御説明いただきました。それで、今回の付託案件の中に、青森市立筒井小学校校舎等改築工事と青森競輪場北側スタンド棟解体等工事、これは同日、令和3年4月22日に入札が行われているんですが、同一規模という話だったんですが、同一規模というのはどの範囲までを言うんですか。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 担当課からお答えさせます。

すみません。担当課が今、ちょっといないので、同一規模というのは、その工事の規模の話になってしまうんですけども、具体的なものをちょっと今、持ち合わせておりませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 今日の資料だと、青森競輪場北側スタンド棟解体等工事が1億8000万円ぐらいで、青森市立筒井小学校校舎等改築工事が24億円。1桁違うんですけども、その基準というのはあるでしょうか。じゃあ後でもいいですよ。

〔館山新総務部長「いわゆる同種、いわゆる同じような工事。解体工事なら解体工事……」と呼ぶ〕

○木下靖委員 解体工事と改築工事で違うということですか。そうであればいいと。なるほど。はい、分かりました。(発言する者あり)

○大矢保委員長 許可を得てから発言してください。渋谷委員。

○渋谷勲委員 はい。すみません。

この一抜け方式とは、私が提案して、つくっていただいた一抜け方式なんだ。今、総務部長が言った言葉は、ちょっと、私は違うと思う。

差があって、同じ日に取る。私は、こういうことは言っていないはずだよ。大にも小にも、同じ日に取ったら収まることにしたんだ。意味が分かるか。ちょっとそれおかしいよ。

○大矢保委員長 ちょっといいですか。私、委員長なんだけれども。

株式会社鹿内組の場合は、青森競輪場北側スタンド棟解体等工事を取ったんだけど、青森市立筒井小学校校舎等改築工事の場合はJVだから、全然形式が違う。JVで、何だっけ、鹿内、盛、どことJVをつくるじゃないですか。共同企業体。だから、会社自体が違う。

株式会社鹿内組が単独で2つで取れば駄目だけれども、鹿内・盛・今建設工事共同企業体だから。(「ああ、そういう意味か」と呼ぶ者あり)だから、同じ企業、会社ではないということです。木下委員。

○木下靖委員 そうすれば、その一抜け方式なるものがあるのであれば、そもそも、前の入札において落札した業者は、その次の同種・同規模の入札に参加できないと

いうふうにしてしまえばいいんじゃないですか。参加できるようにするから、また、あっ落札してしまった、一抜けと。二度手間じゃないですか、それ。

○大矢保委員長 一抜け方式というのは、その日に同じ工事を取れば駄目だということなんです。木下委員。

○木下靖委員 だから、最初の、早い時間に落札してしまったら、その後のものには参加できないというふうにしてしまえばいいんじゃないですか。

○大矢保委員長 参加できない。

〔木下靖委員「いや、参加しているじゃないですか」と呼ぶ〕

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 その場面で申込みするのではなくて、あらかじめ、入札業者に申込みをしていただいていますので、取るか取らないかは、前の入札をやった後でないと結果は分からないので、どちらにも手を挙げているという状況です。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 いやいやいや、そういうことを言っているんじゃないで。前の入札に参加して落札した業者は、その後の入札に参加できないようにすれば、また落札した、でも、さっき取ったから一抜けで駄目ですよという、そういう手間はかからないじゃないですか。まあ、いいんですが。

〔「総務部長。今、大矢委員長が言ったことを言えばいいんじゃないか。恐らく納得するよ。これ、株式会社鹿内組が取ったわけじゃないんだ、3者のJ Vなんだ」と呼ぶ者あり〕

○木下靖委員 違う違う、それは関係なく。さっきも株式会社西田組のものがあつたじゃないですか。株式会社西田組が一抜けで、先にとっているからと。先にとつたのであれば、その後の入札に参加できないという条件をつけてしまえば、要らないよね。(発言する者あり) あっ、電子入札だからか。ああ、そうか。分かりました。

○大矢保委員長 了解ですか。委員の方からほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 以上をもって本日の案件は全て終了いたしました。

これにて本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)